

会 議 録

会議の名称	令和8年度 第1回 飯塚市高齢社会対策推進協議会
開催日時	令和8年4月23日 14:00～14:50
開催場所	飯塚市役所 本庁1階多目的ホール
出席委員	岩見会長、重岡副会長、澁田委員、原田(良)委員、多田委員、藤川委員、坂口(一)委員、上田委員、坂口(春)委員、井上委員、上野委員、大久保委員、原田(琴)委員、木山委員、田中委員、川上委員
欠席委員	澤田委員、西村委員、靱井委員、嶋田委員
事務局職員	介護保険課：許斐課長、寺敷課長補佐、久米係長、松原係長、吉原係長、木本係長、仲村係長、松本 高齢者支援課：林課長、肘井係長、荒巻係長、松本係長
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 第10期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る諮問について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 専門委員会の設置について (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 (3) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 (5) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】 (4) 指定居宅介護支援事業所の指定について【更新】 (5) 指定居宅介護支援事業所の指定について【廃止】 (6) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 (7) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (8) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【休止】 (9) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】 (10) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【取消】 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後のスケジュールについて 6 閉会

会 議 録

<p>会議資料</p>	<p>●規則 飯塚市高齢社会対策推進協議会規則</p> <p>●資料1 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】</p> <p>●資料2 (1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】 (2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【休止】 (3) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】 (4) 指定居宅介護支援（介護予防支援）事業所の指定について【更新】 (5) 指定居宅介護支援事業所の指定について【廃止】 (6) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】 (7) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】 (8) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】 (9) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】 (10) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【取消】</p> <p>●資料3 介護保険サービス事業所に対する行政処分について</p> <p>●別紙1 質問回答一覧表</p> <p>●資料4 第10期 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール</p>
<p>公開・非公開の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者1人)</p>
<p>会議内容</p>	<p>○ 諮問 市長に代わり、福祉部次長より諮問を行う。</p> <p>① 議題1：専門委員会の設置について 規則第8条第1項の規定に基づき、専門委員会の設置について説明し、承認。 規則第8条第2項の規定に基づき、協議会の会長が指名した委員を報告。 (別紙規則)</p> <p>② 議題2：指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】 指定申請書に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所について説明し、承認。 (別紙資料1)</p>

会 議 録

- ③ 議題3：指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】
指定更新申請書に基づく「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」の1事業所について説明し、承認。
（別紙資料1）
- ④ 議題4：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】
指定申請書に基づく「第一号通所事業所（通所サービス現行相当）」の1事業所について説明し、承認。
（別紙資料1）
- ⑤ 議題5：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】
休止届出書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1・A2）」の1事業所について説明し、承認。
（別紙資料1）
- ⑥ 報告事項1：指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】
指定更新申請書に基づく「地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護」の4事業所について更新を報告。
（別紙資料2）
- ⑦ 報告事項2：指定地域密着型サービス事業所の指定について【休止】
休止届出書に基づく「地域密着型通所介護」の1事業所について休止を報告。
（別紙資料2）
- ⑧ 報告事項3：指定地域密着型サービス事業所の指定について【廃止】
廃止届出書に基づく「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」の1事業所について廃止を報告。
（別紙資料2）
- ⑨ 報告事項4：指定居宅介護支援（介護予防支援）事業所の指定について【更新】
指定更新申請書に基づく「居宅介護支援」の7事業所について更新を報告。
（別紙資料2）
- ⑩ 報告事項5：指定居宅介護支援事業所の指定について【廃止】
廃止届出書に基づく「居宅介護支援」の1事業所について廃止を報告。
（別紙資料2）
- ⑪ 報告事項6：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【新規】

会 議 録

指定申請書に基づく「第一号通所事業所（通所型現行相当・サービスA）」の1事業所について新規を報告。

（別紙資料2）

- ⑫ 報告事項7：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【更新】
指定更新申請書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1・A2）」「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1）」
「第一号訪問事業所（訪問型現行相当）」「第一号通所事業所（通所型現行相当・サービスA）」の21事業所について更新を報告。

（別紙資料2）

- ⑬ 報告事項8：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【休止】
休止届出書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・サービスA1・A2）」「第一号通所事業所（通所サービス現行相当）」の2事業所について休止を報告。

（別紙資料2）

- ⑭ 報告事項9：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【廃止】
廃止届出書に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1・A2）」
「第一号通所事業所（通所型現行相当・サービスA）」「第一号通所事業所（通所型現行相当）」の4事業所について廃止を報告。

（別紙資料2）

- ⑮ 報告事項10：介護予防・日常生活支援総合事業第一号指定事業所の指定について【取消】
介護保険法第115条の9第1項に基づく「第一号訪問事業所（訪問サービス現行相当・訪問型サービスA1・A2）」の1事業所について取消を報告。

（別紙資料2、3）

- ⑯ 質問回答一覧表

（別紙1：事前質問1件）

A委員：報告事項について、昨年の虐待に引き続き、今回の介護報酬の不正請求と、市内で取消事案が続いたことは残念。

市として市民が安心して利用できる施設であるかどうかを知るために、どのようなことを行っているのか教えてほしい。

事務局：介護サービスの事業者の情報について、厚生労働省が運営する介護サービス情報公表システムで事業所やサービスの特色が公表されているため、飯塚市独自の情報公開は行っていない。

本市では、利用者の疑問や不満、不安を受け付けて、介護サービス提供事業者と行政の橋渡しをすることを目的として、介護サービス相談員を市内施設などに派遣す

会 議 録

る事業を行っている。

今後、市ホームページを利用して、介護サービス相談員の受入れ事業所名などを可能な範囲で公表することを検討していきたい。

また、介護サービス事業所については、市民の方が安心して利用できるように、引き続き運営指導や集団指導を通じて福岡県と連携しながら指導等を行っていききたい。

B委員：飯塚市に介護サービス相談員は何人いて、どのようなサイクルで事業所を回っているのか。また、受入れ事業所などを可能な範囲で公表することを検討していくとあるが、受入れない事業所もあるのか、教えてほしい。

事務局：現在、飯塚市には介護サービス相談員は12名で活動している。市内の事業所、介護サービスの指定事業所に対して、実際に訪問し、現場を見て、利用者と事業所、また市との橋渡しの役割を担っている。しかし、コロナ禍以降、感染対策を理由に、事業所から相談員の受入れを断られることもある。市としては、相談員の方の活動を重視し、コロナやインフルエンザの検査をした上で、施設を訪問するなど、感染対策はきちんと整っていることをアピールしながら、受け入れ事業所を増やしていきたいと考えている。

B委員：定期的に各事業所へ、二人もしくは何人かで回っているということか。

C委員：私は介護相談員として施設を訪問している。事務局説明の補足となるが、週2回、施設を2人体制で訪問し、利用者の皆さんの顔色や施設職員さんの対応など、色々な面を現場で見させてもらっている。施設の利用者の皆さんが、少しでもよりよく過ごしていただけるよう、またそうなっているだろうかと見させてもらっている。

D委員：訪問介護事業に関して、今回、不正請求を行って取消を受けたところが1件、事業廃止したところも2、3か所。令和6年度の報酬改定の前倒しの影響が、そろそろ本格化してきているのではないかなと個人的に思う。

利用料が上がって受入れ先がないケース、最後の最後にはやっぱり社協にといいところがあると思うが、報酬は少ないが人件費はどんどん上がり、物価もどんどん上がっていく。利用者を受け入れれば受け入れるほど、どんどん首が閉まっているという現状があり、こういうことが不正請求につながる要因ではないかと思う。今後、国の方針等変わる中で、飯塚市としての訪問介護事業の在り方そのものについて、今後、協議をしていただきたいという思いがあり、意見を述べた。このままいくと、訪問介護事業という事業自体が成り立たなくなるのではないかと個人的に危機感を感じている。

事務局：訪問介護の介護報酬等について、国が次回の報酬改定等、当然見直しされると思う。運営とか、今後の在り方については、随時、お話をさせていただき、そういった所を、第10期の計画に中にも盛り込んでいければという様に考えている。

⑰ その他1：第10期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール

会 議 録

⑱ その他2：次回開催日程

- ・令和8年度第2回協議会 令和8年8月27日(木)午後2時から
- ・令和8年度第1回専門委員会 令和8年6月25日(木)午後2時から